

【資料 1】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 6 年 8 月 9 日

【議題 1】

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について
(諮問)

水 振 第 3 3 8 号
令和 6 年 8 月 9 日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

1 稚うなぎ漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業の 認可をすべき 漁業者等の数	漁業を営む者 の資格
稚うなぎ漁業 (手すくい)	操業区域（別 表の操業区域 をいう。以下 同じ）の1	令和6年12月1日の日の入から 令和6年12月9日の日の出まで 令和6年12月16日の日の入から 令和7年1月8日の日の出まで 令和7年1月15日の日の入から 令和7年2月6日の日の出まで	定めなし	定めなし	21	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって出水市の区域に 住所又は事業所を有す る者
	操業区域の2	令和7年2月14日の日の入から 令和7年3月8日の日の出まで 令和7年3月16日の日の入から 令和7年3月31日の日の出まで	定めなし	定めなし	20	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって出水市高尾野町 の区域に住所又は事業 所を有する者
	操業区域の3		定めなし	定めなし	4	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって阿久根市の区域 に住所又は事業所を有 する者
	操業区域の4		定めなし	定めなし	78	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって薩摩川内市のう ち旧川内市の区域に住 所又は事業所を有する 者
	操業区域の5		定めなし	定めなし	82	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって薩摩川内市のう ち旧川内市の区域に住 所又は事業所を有する 者
	操業区域の6		定めなし	定めなし	4	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって薩摩郡さつま 町、薩摩川内市白浜 町、中村町、久住町、 楠元町、田海町、東郷 町、樋脇町、入来町、 祁答院町の区域のいず れかに住所又は事業所 を有する者
	操業区域の7		定めなし	定めなし	16	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって日置市東市来町 の区域に住所又は事業 所を有する者
	操業区域の8		定めなし	定めなし	3	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって日置市日吉町の 区域に住所又は事業所 を有する者
	操業区域の9		定めなし	定めなし	34	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって日置市吹上町の 区域に住所又は事業所 を有する者
	操業区域の10		定めなし	定めなし	30	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって南さつま市金峰 町の区域に住所又は事 業所を有する者
	操業区域の11		定めなし	定めなし	102	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって南さつま市の区 域に住所又は事業所を 有する者
	操業区域の12		定めなし	定めなし	5	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって南さつま市大浦 町の区域に住所又は事 業所を有する者
	操業区域の13		定めなし	定めなし	3	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって枕崎市の区域に 住所又は事業所を有す る者

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業の 認可をすべき 漁業者等の数	漁業を営む者 の資格
稚うなぎ漁業 (手すくい)	操業区域の14	令和6年12月1日の日の入から 令和6年12月9日の日の出まで 令和6年12月16日の日の入から 令和7年1月8日の日の出まで 令和7年1月15日の日の入から 令和7年2月6日の日の出まで 令和7年2月14日の日の入から 令和7年3月8日の日の出まで 令和7年3月16日の日の入から 令和7年3月31日の日の出まで	定めなし	定めなし	10	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって南九州市顚娃町 の区域に住所又は事業 所を有する者
	操業区域の15		定めなし	定めなし	1	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって指宿市開聞十町 の区域に住所又は事業 所を有する者
	操業区域の16		定めなし	定めなし	5	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって指宿市山川の区 域に住所又は事業所を 有する者
	操業区域の17		定めなし	定めなし	11	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって指宿市の区域に 住所又は事業所を有す る者
	操業区域の18		定めなし	定めなし	3	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって霧島市隼人町の 区域に住所又は事業所 を有する者
	操業区域の19		定めなし	定めなし	4	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって垂水市の区域に 住所又は事業所を有す る者
	操業区域の20		定めなし	定めなし	7	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって鹿屋市の区域に 住所又は事業所を有す る者
	操業区域の21		定めなし	定めなし	28	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって鹿屋市の区域に 住所又は事業所を有す る者
	操業区域の22		定めなし	定めなし	18	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって肝属郡錦江町の 区域に住所又は事業所 を有する者
	操業区域の23		定めなし	定めなし	8	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって肝属郡南大隅町 の区域に住所又は事業 所を有する者
	操業区域の24		定めなし	定めなし	15	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって肝属郡肝付町の 区域に住所又は事業所 を有する者
	操業区域の25		定めなし	定めなし	70	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって肝属郡肝付町の 区域に住所又は事業所 を有する者
	操業区域の26		定めなし	定めなし	56	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって肝属郡東串良町 の区域に住所又は事業 所を有する者
	操業区域の27		定めなし	定めなし	202	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって曾於郡大崎町の 区域に住所又は事業所 を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業の 認可をすべき 漁業者等の数	漁業を営む者 の資格
稚うなぎ漁業 (手すくい)	操業区域の28	令和6年12月1日の日の入から 令和6年12月9日の日の出まで 令和6年12月16日の日の入から 令和7年1月8日の日の出まで 令和7年1月15日の日の入から 令和7年2月6日の日の出まで 令和7年2月14日の日の入から 令和7年3月8日の日の出まで 令和7年3月16日の日の入から 令和7年3月31日の日の出まで	定めなし	定めなし	89	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって志布志市有明町 の区域に住所又は事業 所を有する者
	操業区域の29		定めなし	定めなし	103	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって志布志市志布志 町の区域に住所又は事 業所を有する者
	操業区域の30		定めなし	定めなし	36	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって西之表市の区域 に住所又は事業所を有 する者
	操業区域の31		定めなし	定めなし	46	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって熊毛郡中種子町 の区域に住所又は事業 所を有する者
	操業区域の32		定めなし	定めなし	108	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって熊毛郡南種子町 の区域に住所又は事業 所を有する者
稚うなぎ漁業 (手すくい及 びふくろ網)	操業区域の33		定めなし	定めなし	4	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって串木野市の区域 に住所又は事業所を有 する者
	操業区域の34		定めなし	定めなし	1	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって南さつま市坊津 町の区域に住所又は事 業所を有する者
	操業区域の35		定めなし	定めなし	3	種苗採捕組合に属する 者又は個人・法人で あって南九州市頤娃町 の区域に住所又は事業 所を有する者

許可の有効期間
令和6年12月1日～令和7年3月31日

申請すべき期間
令和6年9月2日(月)から同年10月11日(金)まで

(別表) 操業区域 (稚うなぎ漁業)

番号	操業区域
1	(1) 北さつま漁業協同組合共同漁業権(鹿共第3号)の野田川荒崎橋から下流区域の右岸以東の沿岸 (2) 野田川荒崎橋から上流第一井堰までの区域の右岸 (3) 名護漁港防波堤内全域 (4) 米ノ津港防波堤内全域
2	(1) 北さつま漁業協同組合共同漁業権(鹿共第3号)の野田川荒崎橋から下流区域の左岸以西の沿岸 (2) 野田川荒崎橋から上流第一井堰までの区域の左岸 (3) 江内川潮遊池一円 (4) 野田川荒崎橋から岩下川上流旭橋までの区域
3	(1) 阿久根市高松川河口から上流浜田橋までの区域 (2) 阿久根市内河川(高松川除く)河口より上流300メートルまでの区域 (3) 阿久根港内の区域
4	薩摩川内市川内川下流同市高江町倉浦から上流同市今村第一樋門までの区域
5	(1) 川内川河口港内(京泊燈台跡より上流の海岸線の区域) (2) 網津川, 草道川, 原田川の全流域 (3) 轟川, 土川の各河川の河口から上流3キロメートルまでの区域 (4) 西方川, 湯田川の各河川の河口から上流3キロメートルまでの区域 (5) 唐浜港内及びその周辺, 川内港港内(ただし, 川内港港内は, 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に規定する埠頭及び水域の制限区域を除く)
6	薩摩川内市川内川今村第一樋門から上流東郷橋までの区域
7	日置市東市来町神之川河口から上流1,000メートルまでの区域
8	日置市日吉町大川河口から上流若宮橋までの区域
9	(1) 伊作川河口から上流立岩橋までの区域 (2) 堀川河口から上流開墾橋までの区域 (3) 小野川河口から上流花見橋までの区域 (4) 太田川河口から上流塩入橋までの区域 (5) 永吉川河口から上流川久保橋までの区域 ただし, 吹上町漁業協同組合共同漁業権区域を除く
10	(1) 南さつま市金峰町管内の万之瀬川中之島東端から上流万之瀬発電所の区域 (2) 南さつま市金峰町堀川河口から上流金峰橋までの区域 (3) 南さつま市金峰町岸元川河口から上流1,000メートルまでの区域
11	(1) 南さつま市万之瀬川河口から上流万之瀬発電所までの区域(南さつま市金峰町の一部専用区域を除く) (2) 加世田川河口から上流竹田神社下までの区域 (3) 唐仁塚川河口から上流神村橋までの区域 (4) 大谷川河口より上流渡瀬橋までの区域 (5) 荒田川河口から上流荒田橋までの区域 (6) 相星川河口から上流貝脇橋までの区域 (7) 遠田川河口から上流塘橋までの区域 (8) 小湊漁港内(船舶の航行, 係留に支障のない区域)
12	(1) 大浦川の河口から上流の大浦干拓の堰までの区域 (2) 大浦干拓の双子島樋門内の区域 (3) 小湊干拓樋門内の区域 (4) 笠石川の河口から上流の大浦干拓の樋門までの区域
13	(1) 花渡川河口から上流第二花渡橋上流500メートルまでの区域 (2) 花渡川支流の中洲川のうち, 本流との合流点から上流堰までの区域 (3) 神園川河口から上流50メートルまでの区域 (4) 永沢川右岸の区域
14	南九州市穎娃町加治佐川, 馬渡川, 水成川, 石垣川, 集川

15	(1) 指宿市開聞新川河口周辺の海岸(東側旧山川町境より西側川尻漁港入口までの区域) (2) 指宿市開聞十町脇浦馬水田川河口周辺の海岸(東側開聞岳麓より西側南九州市境までの区域)
16	(1) 鳴川河口から上流269メートルの区域 (2) 成川護岸山川駅下から兼中製氷までの557.8メートル, 沖合1メートルの区域
17	二反田川, 湊川, 丹波川, 寺川, 砂川
18	(1) 天降川河口から日当山天降川漁業協同組合共同漁業権区域の区間 (2) 清水川河口から上流全域 (3) 雁添川河口から上流全域(錦江漁業協同組合共同漁業権区域を除く)
19	(1) 垂水市内全河川 (2) 垂水港内(船溜を含む), 垂水南漁港内及び海潟漁港内 (3) 共同漁業権(第51号)内海岸線全域 (4) 垂水新港内
20	(1) 水車川の河口から上流60メートルまでの区域 (2) 井手尻川の河口から上流120メートルまでの区域 (3) 鎌脇川の河口から上流60メートルまでの区域 (4) 小藺川の河口から上流60メートルまでの区域 (5) 荒平川の河口から上流50メートルまでの区域 (6) 上記各河川の河口から右岸左岸それぞれ40メートルの海岸線の区域 (7) 鹿屋港内並びに突堤周辺
21	(1) 高須川河口から上流高須町内ダムまでの区域 (2) 浜田川河口から第一橋までの区域 (3) 高須港内及びその周辺区域
22	神ノ川, 塩屋川, 弓場下川, 水流川, 山ノ口川, 後川, 皆倉川, 城ヶ崎川
23	(1) 雄川河口から上流発電所までの区域及び雄川河口付近海岸線全域 (2) 馬場川河口から稲葉橋までの区域 (3) 大川河口から大川滝までの区域
24	(1) 久保田川河口及び河口から海岸線左右200メートルまでの区域 (2) 広瀬川河口及び河口から海岸線左右200メートルまでの区域 (3) 水尻川河口及び河口から海岸線左右100メートルまでの区域 (4) 一の谷川河口 (5) 内港及びその周辺
25	(1) 肝属川本流のうち, 河口から, 唐仁第二樋管放水口と赤金川と波見川の合流点を結んだ線から450メートル上流の区域 (2) 肝属川河口右岸堤防基部, その突端, 犬返岩及び陸岸によって囲まれた区域 (3) 犬返石割目頂点から国家石油備蓄基地橋東側第2橋脚を見通した線以西の高山漁業協同組合共同漁業権区域
26	(1) 肝属川本流のうち河口から唐仁第二樋管放水口と赤金川と波見川の合流点を結んだ線までの区域, 及び肝属川支流の汐入川のうち, 本流との合流点から柏原橋までの区域 (2) 点ア, 点イ及び波見港南防波堤に囲まれた区域 点ア 肝属川砂防堤突端から延長方向に100メートルの点 点イ 肝属川砂防堤取付部 (3) 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 及び点キを順次結んだ線に囲まれた区域 点ウ 志布志湾国家石油備蓄基地へ通じる橋の柏原海岸側から2番目の橋脚基部 点エ A護岸突端から0度20メートルの点 点オ A護岸取付部から0度20メートルの点 点カ 突堤基部から100メートルの点と最大高潮時海岸線との交点 点キ 点ウから0度に引いた線と点カから90度に引いた線との交点 (4) 波見港柏原漁船溜内防波堤及び南防波堤から10メートル以内の区域
27	(1) 菱田川河口から上流1,500メートル及び河口から右岸300メートルまでの区域 (2) 田原川河口から上流1,000メートル及び河口から左右岸300メートルまでの区域 (3) 高尾川河口から上流1,000メートルまでの区域 (4) 潮入川河口から上流500メートルまでの区域 (5) 持留川河口から上流1,000メートルまでの区域

28	菱田川河口から上流田尾橋の左岸及び菱田川河口から東側海岸線600メートルの区域
29	(1) 安楽川河口左岸から東100メートルまでの区域 (2) 安楽川河口右岸から西1,700メートルまでの区域 (3) 安楽川河口から安楽橋上流側までの区域 (4) 前川河口から宝満橋上流側までの区域
30	国上湊川、桜園川、又延川、浜之田川、浜脇川、西京川、安納川、市来川、大川、湊川、浅川川、後川、川脇川、曲川川、大川田川、古田川、早稲田川、牧川川、深川川、住吉川、浜之町川、上能野川、浜之町川、大町川、下二ツ川川、上二ツ川川、石寺川、塗泊川、甲女川、今年川川、綿打川、田屋敷川、玉川、川端川、一番川、二番川、三番川、四番川、五番川、六番川、塔之脇川、大崎川、大川、水出川、浦田川、中川、久保田川 上記各河川及び河口から両岸200メートルの海岸の区域 田之脇港港湾区域内海浜部
31	(1) ニツ川河口から上流100メートルまでの区域 (2) 伊原川河口から上流150メートルまでの区域 (3) 下田川河口から上流200メートルまでの区域 (4) 原の里川河口から上流200メートルまでの区域 (5) 阿高磯川河口から上流400メートルまでの区域 (6) 苦浜川河口から上流600メートルまでの区域 (7) 屋久津川河口から上流350メートルまでの区域 (8) 梶湯川河口から上流350メートルまでの区域 (9) 阿獄川河口から上流300メートルまでの区域 (10) 熊野川河口から上流800メートルまでの区域 (11) 野添川河口から上流400メートルまでの区域 (12) 中山川河口から上流700メートルまでの区域 (13) 向井川河口から上流600メートルまでの区域 (14) 犬城川河口から上流800メートルまでの区域 (15) 大牟礼尻川河口から上流300メートルまでの区域 (16) 今熊野川河口から上流300メートルまでの区域 (17) 郡原川河口から上流180メートルまでの区域 (18) 無内川河口から上流210メートルまでの区域 (19) 上方川河口から上流230メートルまでの区域 (20) 大浦川河口から上流400メートルまでの区域 (21) 上記河川の河口両岸からそれぞれ100メートルの海岸の区域（ただし、中種子町以外の区域を除く。）
32	(1) 鹿鳴川河口から上流500メートルの区域 (2) 郡川河口から上流1,500メートルの区域 (3) 島間川河口から上流100メートルの区域 (4) 古川川河口から上流100メートルの区域 (5) 宮瀬川河口から上流1,500メートルの区域 (6) 広田川河口から上流50メートルの区域 (7) 阿武鋤川河口から上流500メートルの区域 (8) 黒川河口から上流500メートルの区域 (9) 大浦川根一山橋下流100メートルから上流1,000メートルの区域 (10) 大川川河口から上流100メートルの区域 (11) 郡川支流聞語川合流点から上流100メートルの区域 (12) 轟川上流70メートルの区域 (13) 大浦川支流北大浦川合流点から上流100メートルの区域
33	(1) 八房川河口から海瀬橋までの区域 (2) 尻塞川河口から尻塞橋までの区域 (3) 酔之尾川河口から酔之尾橋上流100メートルまでの区域 (4) 五反田川河口から支流金山川との合流点及びオコン川第一取水堰までの区域 (5) 荒川川河口から第2用水堤までの区域 (6) 白浜川河口から上流200メートルまでの区域 (7) 横須川河口から上流100メートルまでの区域 (8) 平身川河口から上流200メートルまでの区域 (9) 土川川河口から土川橋上流100メートルまでの区域 (10) 大里川河口から宇都頭首工までの区域 (11) 串木野漁港区域内全域 (12) 串木野新港港湾区域内全域 ただし、ふくろ網については、八房川八房橋から海瀬橋まで及び大里川石瀬橋から薩摩渡瀬橋までの区域

34	(1) 大谷川河口から上流100メートルまでの区域 (2) 泊川河口から上流200メートルまでの区域 (3) 久志川河口から上流200メートルまでの区域 (4) 博多川河口から上流30メートルまでの区域 (5) 秋目川河口から上流50メートルまでの区域
35	南九州市潁娃町加治佐川，馬渡川，水成川，石垣川，集川

2 刺し網(さわら流し網)漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
さわら流網漁業	操業区域（別表の操業区域（刺し網漁業）をいう。以下同じ）の1	11月1日から4月30日まで	定めなし	定めなし	17隻	定めなし
さわら流網漁業	操業区域の2	11月1日から4月30日まで	定めなし	定めなし	2隻	定めなし
さわら流網漁業	操業区域の3	11月1日から4月30日まで	定めなし	定めなし	4隻	定めなし
さわら流網漁業	操業区域の4	10月1日から4月30日まで	定めなし	定めなし	7隻	定めなし
さわら流網漁業	操業区域の5	10月1日から4月30日まで	定めなし	定めなし	2隻	志布志市の区域に住所又は事業場を有する者

(別表)操業区域

番号	操業区域
1	いちき串木野市（旧市来町に限る）、日置市、南さつま市（旧加世田市、旧金峰町に限る）の海岸線から沖合5,000メートルの区域
2	日置市（旧吹上町に限る）沖合5,000メートルまでの区域
3	南さつま市（旧加世田市、旧金峰町に限る）の海岸線から沖合5,000メートルの区域
4	肝付町火崎と宮崎県都井岬を結んだ線内の鹿児島県海域
5	志布志漁業協同組合共同漁業権区域内

許可の有効期間 令和6年10月1日～令和9年9月30日

申請すべき期間 令和6年8月19日(月)から同年9月10日(火)まで

3 刺し網(きびなご流し網)漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
きびなご流し網漁業	操業区域（別表の操業区域（刺し網漁業）をいう。以下同じ）の1	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	2隻	出水郡長島町の区域に住所又は事業場を有する者

(別表)操業区域

番号	操業区域
1	北さつま漁業協同組合（旧長島町漁業協同組合に限る）共同漁業権区域及びその沖合。 ただし、6月1日から7月31日までは共同漁業権外のみ、9月1日から翌2月末日までは共同漁業権内のみの操業とする。

許可の有効期間 許可日～令和7年2月28日

申請すべき期間 令和6年8月19日(月)から9月10日(火)まで

4 小型定置網漁業

	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
小型定置網漁業	小型定置網漁業	操業区域（別表の操業区域（小型定置網漁業）の操業区域をいう。以下同じ）の1	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1人	定めなし
	小型定置網漁業	操業区域の2	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1人	定めなし

(別表)操業区域

番号	操業区域
1	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを直線で結んだ線によって囲まれた区域 点ア N 31° 46' 24.9" E129° 49' 59.0" 点イ N 31° 46' 38.4" E129° 50' 10.6" 点ウ N 31° 46' 43.4" E129° 49' 51.6" 点エ N 31° 46' 26.3" E129° 49' 54.2"
2	点ア、点イ、点ウ及び点アを直線で結んだ線によって囲まれた区域 点ア N 31° 48' 07.2" E129° 49' 08.8" 点イ N 31° 48' 22.7" E129° 48' 52.0" 点ウ N 31° 48' 07.0" E129° 48' 44.1"

許可の有効期間 令和6年11月10日～令和9年11月9日

申請すべき期間 令和6年9月2日(月)から同月30日(月)まで

知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について

1 知事許可漁業の制限措置等について

(1) 許可等の手続き

- ・令和2年12月に施行された改正後の漁業法により，知事許可漁業の新規許可又は許可の更新にあたっては，関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて当該知事許可漁業を営む者の数やその操業実態等を勘案して制限措置を定め，制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を公示することとなった。
- ・今回，新規の許可を行いたいので，制限措置及び申請すべき期間を定めることとし，海区漁業調整委員会の意見を聴くもの。

(2) 許可を行う漁業種類

稚うなぎ漁業

刺網漁業（さわら流網） ※R6.9.30 許可期間満了

刺網漁業（きびなご流網）

小型定置網漁業 ※R6.11.9 許可期間満了

2 許可の基準について

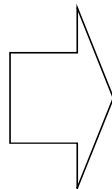
- ・新規の許可にあたり制限措置を公示した後，公示した船舶等の数を超える申請があった場合は，関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で，許可の基準（許可受予定者の優先順位）を定め，これに従って許可等をする者を定めることになっている。

(参考) 許可内容（従前）と制限措置について

【改正前】

許可証の記載内容

- ・漁業種類
- ・操業区域
- ・操業時期
- ・船舶の総トン数
- ・推進機関の種類及び馬力数



【現行】

制限措置

- ・漁業種類
- ・操業区域
- ・漁業時期
- ・船舶の総トン数
- ・推進機関の馬力数
- ・漁業を営む者の資格

(参考) 漁業法 (抜粋)

(新規の許可又は起業の認可)

第 42 条 農林水産大臣は、許可（第 39 条第 1 項及び第 45 条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第 45 条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

2 (略)

3 農林水産大臣は、第 1 項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

漁業調整規則 (抜粋)

(新規の許可又は起業の認可)

第 11 条 知事は、許可（第 7 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 (略)

3 知事は、第 1 項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第 1 項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第 1 項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って 許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 (略)

7 第 4 項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第 1 項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第 4 項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。